

令和7年4月22日

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-5-1

大手町ファーストスクエア イーストタワー3階

三浦法律事務所

楽天グループ株式会社代理人

弁護士 松田 知丈 先生

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 荻原典子

(連絡先) 〒461-0001

名古屋市東区泉一丁目7-34

荘苑泉3C

事務局長 伊藤英樹

TEL : 052-734-8107

FAX : 052-734-8108

お問い合わせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

これまで、楽天ポイントに係る権利の喪失等に係る貴社の規約について行ってきた申入れや貴社の回答を踏まえまして、消費者保護及び救済の観点から、別紙の通り貴社の規約に関して問い合わせをしますので、令和7年5月22日までに上記連絡先宛に、書面にて再度ご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本問い合わせに対する貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

お問い合わせ事項

- 1 貴社の会員が死亡した際に保有していた楽天ポイントについて、同会員の相続人に対する相続手続き等に関する規約やその他の定めは存在しますか。

当該規約等が存在する場合は、その内容や規約等に基づく相続手続きについてご教示ください。

- 2 会員が死亡した際に保有していた楽天ポイントを会員が相続する方法、具体的な手続きやその他会員が死亡した後の保有していた楽天ポイントの帰趨についてご教示ください。

以上